

駐車場法施行令による構造及び設備に関するチェックリスト

駐車場名称		検査年月日	
駐車場管理者		審査員	

構造及び設備	法令の規程による構造及び設備の基準	判定	構造及び設備	法令の規程による構造及び設備の基準	判定			
施行令 第7条（出口及び入口）	1 出口及び入口は次に掲げる場所以外に設けること。	可 否	同第8条（車路）	1 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。	可 否			
	イ-1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル			2 自動車の車路の幅員は、イからハマでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハマでに定める幅員とすること。				
	イ-2 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分			イ一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75メートル（前条第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、1.75メートル）以上				
	イ-3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分			ロ一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。） 3.5メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、2.25メートル）以上				
	イ-4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分			ハその他の自動車の車路又はその部分 5.5メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、3.5メートル）以上				
	イ-5 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分			3 建築物である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。				
	イ-6 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分			イはり下の高さは、2.3メートル以上であること。				
	ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5メートル以内の道路の部分			ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を五メートル以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造）であること。				
	ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童遊園又は児童館の出入口から20メートル以内の道路の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20メートル以内の通路の部分を含む。）			ハ 傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないこと。				
	ニ 橋			ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。				
	ホ 幅員が6メートル未満の道路							
	ハ 縦断勾配が10%を超える道路							
	2 前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。			同第9条（高さ）		可 否	建築物である路外駐車場の自動車の駐車のために供する部分のはり下の高さは、2.1メートル以下でなければならない。	可 否
	3 自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10メートル以上とすること。			同第10条（避難階段）		可 否	建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。	可 否
				同第11条（防火区画）		可 否	建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。	可 否
4 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上とすること。	同第12条（換気装置）	可 否	建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。	可 否				
	5 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。	同第13条（照明装置）	可 否	建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。	可 否			
イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。） 1.3メートル		同第14条（警報装置）	可 否	建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。	可 否			
ロ その他の路外駐車場又はその部分 2メートル	同第15条（特殊の装置）	可 否	特殊の装置を用いる場合は、国土交通大臣の認定を受けなければならない。	可 否				
	同第17条（供用時間等の明示）	可 否	利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。	可 否				

（注1）下線部は国土交通大臣が認めるものについては出口又は入口の設置可